

## 法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム

### 運営委員会に関する規定

本規定は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（以下コンソーシアムという）  
会則第5条第2号に基づいて設置されるコンソーシアム運営委員会（以下運営委員会とい  
う）の運営について規定するものである。

#### 第1条（設置）

- 1 コンソーシアム会則第5条の規定に従い、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の下に、次の小委員会を設置し、その運営規定については、別途定  
める。
  - (1) 財務・庶務小委員会
  - (2) 教材作成計画策定小委員会
  - (3) 著作権等小委員会
  - (4) 渉外・広報等小委員会

#### 第2条（審議事項等）

- 1 運営委員会は、コンソーシアムの運営に関する事項を審議する。
- 2 運営委員会は、コンソーシアム代表および副代表の任期が満了する以前の運営  
委員会において、次期コンソーシアム代表および副代表を指名する。

#### 第3条（組織）

- 1 運営委員会は、コンソーシアム代表・副代表、第1条の各小委員会の委員長・  
副委員長各1名、および財務・庶務小委員会の委員をもって組織する。
- 2 運営委員会の委員には、幹事大学の代表者を少なくとも2名含むものとする。
- 3 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### 第4条（委員長・副委員長）

- 1 運営委員会の委員長1名および副委員長2名は、運営委員会の委員の互選によ  
り決定する。
- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、あらか  
じめ運営委員会が定める順序により、副代表がこれに代わる。

#### 第5条（会議）

委員長は、原則として年2回定期に運営委員会を開催するほか、運営委員の要求  
等、必要があると認めたときは、臨時に招集するものとする。

#### 第6条（定足数、議決）

運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をも  
って決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条 (委員会参加)

- 1 運営委員会は、必要に応じ第3条に規定する者以外の者を運営委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、それらの者は定足数の算定の基礎とはならず、議決権も有しない。
- 2 運営委員会は、運営委員会が認めたものをオブザーバーとして参加させることができる。

第8条 (事務局)

- 1 委員長は、運営委員会の運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会の下に、事務局を置く。
- 2 事務局は、幹事大学がこれを組織する。

第9条 (協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規定を履行するものとする。本規定に疑義が生じた場合、または、規定にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。